

市第147号議案

令和4年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第1号）

令和4年度横浜市の新墓園事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 273,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,875,776 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和5年2月7日提出

横浜市 市長 山中 竹 春

提 案 理 由

舞岡地区新墓園事業費を補正したいので提案する。

市第147号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市 債		1,050,000 ^{千円}	△ 273,000 ^{千円}	777,000 ^{千円}
	1 市 債	1,050,000	△ 273,000	777,000
歳 入 合 計		2,148,776	△ 273,000	1,875,776

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 舞岡地区 新墓園事業費		1,053,000 ^{千円}	△ 273,000 ^{千円}	780,000 ^{千円}
	1 施設整備費	1,047,321	△ 273,000	774,321
歳 出 合 計		2,148,776	△ 273,000	1,875,776

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区 新整墓備園費	千円 1,050,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 777,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,050,000				777,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 舞岡地区新墓園事業費	1 施設整備費	舞岡地区新墓園整備事業	千円 231,000
設 定 額 合 計			231,000